

平成 30 年 4 月 6 日

「消費者志向経営優良事例表彰」の実施について

消費者庁では、事業者による消費者を重視した事業活動、「消費者志向経営」の推進のため、事業者団体、消費者団体と連携し、事業者による「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の普及を図っております。

この取組の普及の一環として、平成 30 年度から実施する「消費者志向経営優良事例表彰」（別紙参照）について、消費者志向自主宣言を公表している事業者に対し、募集を開始しましたので、お知らせします。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁 消費者調査課

担 当 : 坂下、木股、尾高

電 話 : 03-3507-9177

F A X : 03-3507-9286

消費者志向経営優良事例表彰

1 表彰の目的

- 消費者志向自主宣言を公表し、宣言に基づいて、事業者が行っている優れた取組を表彰し、もって消費者志向経営の推進を図ること

2 表彰の対象

- 消費者志向自主宣言を公表し、かつ、フォローアップ結果を公表している事業者の取組のうち、優れた取組

3 表彰の種類

- 内閣府特命担当大臣表彰
- 消費者庁長官表彰

4 選考の方法

- 消費者志向経営に見識のある有識者による消費者志向経営優良事例選考委員会を開催し、選考委員会の意見に基づき、選考

5 表彰のスケジュール

- 応募期間 : 平成30年4月6日(金)から7月31日(火)まで
- 選考期間 : 平成30年8月から10月頃まで
- 公表・表彰 : 平成30年11月頃